

「施設内処遇と社会内処遇との連携の在り方」についての意見要旨

1 処遇内容についての施設内と社会内との一貫性の確保について

- 刑事施設での特別改善指導と保護観察所での専門的処遇プログラムはより一貫性のある指導内容にすべき。
- 処遇の成否やアセスメントの情報をデータベース化し、前刑・後刑を通じて矯正と保護とで共有するシステムを構築すべき。
- 刑事施設において外部通勤作業，外出・外泊をより拡大するため要件を緩和すべき。
- 一定の仮釈放者に対して，更生保護施設での中間処遇やその後の通所処遇等により段階的な処遇を行う仕組みとすべき。

2 住居，就労等についての施設外の機関等との連携の確保について

- 外部通勤作業，外出・外泊に更生保護施設，自立準備ホーム等を活用したり，受入れ就労先等の環境を調整してその活用につなげるべき。
- これら施設等が外部通勤作業，外出・外泊を受け入れた際の処遇について，法律上の明文の根拠を与えるべき。